

令和2年4月24日

豊橋市立小中学校保護者 各位

豊橋市教育委員会

教育長 山西 正泰

臨時休業期間中における児童・生徒(中学校は特別支援学級のみ)の 預かり期間の延長について (お知らせ)

このことについて、令和2年4月24日付の愛知県の要請を受けて、臨時休業期間を延長することを踏まえ、下記の期間で行いますのでお知らせします。

記

- 1 対象とする児童生徒 期間中に、ご家庭の事情等で子どもの預け先が確保できない
小学校1年生～6年生の児童、及び中学校特別支援学級の生徒
- 2 学校での預かり日時 令和2年4月9日(木)～令和2年5月31日(日)の平日
8時30分～16時00分
※ 児童クラブ在籍児童(1年生を含む)は、15時に集団で児童クラブへ移動します。
※ 16時にお迎えをお願いします。途中でお迎えに来られる場合は、一度職員室にお立ち寄りください。
- 3 保護者へのお願い(これまでと同様の内容です)
 - (1) 預かりに参加する場合は、登校前に健康チェックカードに検温と体調の確認を記入して押印し、提出してください。37度以上の発熱や咳をしている場合は、お預かりできません。
 - (2) 児童が預かり中に発熱や体調不良になった場合は、連絡いたしますので、引き取りをお願いします。
 - (3) 預かり時間中にできる自習の準備(ぬり絵、図書、ドリル類など自由です。)をしてきてください。児童の接触を避けるため、多人数での外遊びはしません。室内で静かに過ごします。
 - (4) 以下の物は必ず持たせてください。
・弁当、水筒、上靴、マスク着用
 - (5) お子様の送迎は、保護者の責任でお願いします。朝の受け入れ時間は8時30分から9時までとし、時間は厳守でお願いします。なお、車での送迎は、他の児童生徒の安全や渋滞等を考え、できるだけご遠慮ください。
 - (6) 預かりを利用することに対する申し込みはありません。預かりを利用する当日、9時までに学校に送っていただいた児童生徒をその日の対象児童とし、学校でお預かりします。
 - (7) 児童の安全のため、昼食時に家庭に帰ることや、家庭で用事があるので途中で一人で帰らせる等、預かり中における児童生徒だけの出入りには応じられません。

〈お問い合わせ〉

下条小学校(教頭) 0532-88-2350

豊橋市教育委員会学校教育課 0532-51-2826